

No	08-03
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	固定資産税・都市計画税課税台帳システム
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市税務課
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税・都市計画税を賦課するため
記録される項目	氏名、性別、生年月日、年齢、住所、続柄、死亡、成年被後見人・被保佐人等、個人番号、資産状況、課税額、納税額、公的扶助の受給の有無、口座情報
記録される個人の範囲	地方税法第343条の規定に該当する者
記録される個人情報の収集方法	住民基本台帳、登記所からの通知、償却資産申告書、各種申請書等から収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含まない ☐ 含む
記録情報の経常的提供先	☐ なし ☒ あり⇒提供先（官公庁）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）新発田市税務課 （所在地）新発田市中心部3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☐ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	08-05
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	調整給付金システム
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市税務課
個人情報ファイルの利用目的	定額減税補足給付金を支給するため
記録される項目	氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、課税額、扶養情報、口座情報
記録される個人の範囲	定額減税補足給付金対象者
記録される個人情報の収集方法	住民基本台帳、確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書、本人から直接
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含まない ☐ 含む
記録情報の経常的提供先	☐ なし ☒ あり⇒提供先（ 市区町村 ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）新発田市税務課 （所在地）新発田市中心部3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手續	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☐ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）